

平成 25 年 2 月 12 日
第 15 回自治創造会議資料
(野 洲 市)

小児救急支援事業費補助金の現状と小児救急医療体制のあり方について

小児医療の二次救急については、二次保健医療圏域において夜間と休日に小児科医を確保するために、病院群輪番制や共同利用型病院方式による小児救急医療支援事業を、小児救急支援事業費補助金（補助率 2/3 内訳：国 1/3 県 1/3）を受けて、市や一部事務組合の管理運営で実施しているところである。

しかし、保健医療圏域によっては小児科医の確保が困難で、二次救急輪番病院を確保することが困難となっている現状もある。

このような中で、今年度、国の当該補助金内示額が減額される事態となっており、今後の見通しについても、更に厳しくなっていくことが予測される。

については、当事業補助金の現状についての情報共有と、今後の小児救急医療体制のあり方について意見交換を願いたい。

● 24年度 小児救急支援事業費補助金 国補助金の減額内示に係る対応経過

県に対して国の補助金内示が約 3 割減額（事業費の約 3 分の 1 に対し約 3 割減）で通知され、県としては国の減額分の補てんが財政的に行えないことから、国の減額分を差し引いた金額で各圏域に内示された。

現状課題

- (1) 過去、補助金要綱改正による補助金の増減で、補正予算措置を行った経緯はあるが、補助金要綱の改正を伴わない減額は今回が初めてである。また、要綱改正ではないことから協定書の変更はできない。
- (2) 小児救急医療について、湖南圏域では医師不足等により、平成 20 年度から診療空白日が発生している。委託医療機関の病院長会議及び小児科医師実務者会議を得て、平成 25 年度は空白日の無い診療体制を確立しようとする中での補助金の減額は、医療関係機関に不審を抱かせ体制維持への気運の低下が心配される。
- (3) 過去、年度途中での要綱改正はあったが、今回のように年度末に補助金が減額となり、今後も継続する場合、当該事業の適正な予算措置と執行が困難となる。

参考

過去の要綱改正等による予算措置等の状況

年 度	要綱改正等	予算措置
H19	要綱改正（夜間加算 19,620 円） H19.8.1 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱改正に基づき新協定締結 ・増額補正予算＋7,181 千円
H20	要綱改正（電話相談加算 19,770 円） H20.10.20 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱改訂に基づき新協定書締結 ・増額補正予算＋7,192 千円
H21	要綱改正無 空白日 51 日分の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・空白日による減額補正 ・減額補正予算－3,359 千円
H22	要綱改正（電話相談加算 14,838 円） H22.6.18 改正（-4,932 円） 空白日 50 日分の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱改正に基づく新協定書締結 ・空白日による減額 ・減額補正予算－5,193 千円
H23	要綱改正無 空白日 83 日分減額	<ul style="list-style-type: none"> ・空白日による減額 ・減額補正予算－5,715 千円
H24	要綱改正無 補助金の減額 2,202 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・4 市で補填